

ISSN 0910-7304

日 本 海 法 会

海 法 会 誌

復 刊 第 56 号

(通卷第85号)

勁 草 書 房

2 0 1 2

外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約

——二〇一二年万国海法会北京総会国際小委員会における審議——

中村 哲朗

一 問題の所在

船舶の裁判上の売買 (Judicial Sales of Ships) において、買受人が抵当権・先取特権などの負担のない船舶所有権を取得し、その効果が船舶登録及び登記国その他第三国においても認められなければ、不都合が生じる。⁽¹⁾ 一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約 (以下、「一九九三年条約」) 第一二条において、この問題の解決が試みられているが、同条約の適用範囲は限られていると共に、⁽²⁾ 同条約の批准国は極めて少なく、不十分である。

二 経 緯

上記のような問題の解決のためには、別途の国際的取決めが有効であると考えられる。このような視点から、二〇〇七年、万国海法会執行役員会議で問題の検討を行うことが決定され、二〇〇八年の万国海法会アテネ会議では中国海法会Henri Hai Li氏により「船舶の裁判上の売買に関する議論の要約 (A Brief Discussion on Judicial Sales of Ships)」と題する報告がなされ、作業部会が設置された。二〇一〇年一〇月、万国海法会ブエノスアイレス・コロキアムにおいて、作業部会による本題に関する各国の状況についての報告及び議論がなされ、作業部会より外国の船舶の裁判上の売買の承認についての文書 (Protocol to recognize foreign judicial sale of ships) を作成することが推奨された。⁽³⁾

二〇一〇年一二月、国際小委員会が設置され、作業部会は、二〇一一年八月、一九五八年外国仲裁の承認執行に関するニューヨーク条約をモデルに第一次草案を作成し各国海法会へ回付した。二〇一一年九月オスロ国際小委員会にて第一次草案の検討がなされ、作業部会により第二次草案の作成がなされることとなった。⁽⁴⁾

二〇一二年五月には第二次草案が各国海法会へ回付され、これに対する各国海法会のコメントを求め、ドミニカ共和国、中国、クロアチア、フランス、英国、アイルランド、マルタ、日本、米国、ノルウェイの各国海法会、更に名誉会員 Alcantara 氏よりコメントが得られた。これらを基に二〇一二年一〇月一五日より一八日まで、万国海法会北京会議国際小委員会により第二次草案が審議され、その内容を踏まえて一九日午前に作業部会が作成した第三次草案（北京草案）が小委員会各海法会出席者に回付されている。以下、この国際小委員会での審議及びこの北京草案の

内容を説明し報告とする。

三 第二次草案から第三次草案（北京草案）へ

北京での国際小委員会では、審議に先立ち、本題についての理解を深めるための以下の講演⁽⁶⁾がなされた。

- (1) ドイツにおける裁判上売買—大陸法の視点 (Dr. Jan Erik Potschke)
- (2) アジア英米法系国における裁判上売買 (Mr. Lawrence Teh)⁽⁷⁾
- (3) 外国での裁判上売買の承認に向けての政策的視点 (Mr. William Sharpe)
- (4) EU規則 (44/2011) -Brussel Iの視点からのCMI草案の論点 (Prof. Dr. Frank Smeele)
- (5) 外国での裁判上売買の承認文書第二次草案についてのコメント (Mr. James Zhengliang Hu)
- (6) 第二次草案についての各国海法会コメントの説明 (Mr. Andrew Robinson)

これに続き、第二次草案各条文について順次審議がなされた。

文書 (Instrument) から条約 (Convention) へ

第一次草案は、「文書」としての草案であったが、第二次草案は、これを「条約」案としている。国際小委員会審議では、この「条約」の目的は、単に共通のガイドラインを定めるものではなく、外国での競売について裁判所の承

認及び執行の義務を定めている点で「文書」の域を超える。ニューヨーク条約と同様に加盟国及びその裁判所の義務を決めており、単に外国競売の結果についての行政手続を決めるものではない、⁽⁸⁾などの議論がなされ、各国出席者の一般的賛同を得た。⁽⁹⁾

前文の追加——問題の所在と条約の目的

国際小委員会審議では、作業部会の提案及び出席各国海法会の代表による賛同を得て本問題の所在と条約の目的を前文に記載することとなった。上記 William Sharpe 氏により、以下のような説明がなされている。

(1) 一九九三年条約と別途に外国での裁判上の売買の承認に関する条約ないし文書が必要か、との質問に対し、各国海法会の多くはこれを必要と回答している。

(2) 海運不況の中で船舶差押の件数は増大しており（例えば、シンガポールでは二〇一一年第一四半期と比較して二〇一二年第一四半期での差押件数は倍になっている）、⁽¹⁰⁾この中には、保険で対応出来ない求償案件も多い。差押・競売に関する国際ルールの設定は不可欠である。

(3) 外国での船舶競売の効果は国際互譲として認められるべきであるとしてもその要件については様々な考え方があり得、法的不安定は否めない。

(4) 一九九三年条約第一二条及び一九六七七年の船舶先取特権及び抵当権についてのある規定の統一に関する条約第一一条はこの問題について一つの解決策を示しているが、不十分であると共に批准国も少ない。

上記の視点から、北京草案では、条約前文として、概要、下記のような条約の目的を掲げることとなった。

- (1) 船舶の裁判上の売買を実効性のあるものとする。
- (2) 裁判上の売買の承認及び登記変更の確実性を増し、買受人が心配なく競売船舶を買い受け得るようにする。
- (3) 裁判上の売買に対する異議を限定することにより、買受人に対して必要十分な保護を与える。
- (4) 船舶は、裁判上の売買後は、それ以前に発生した債権から解放されるべきである。
- (5) 裁判上の売買の正当性を判断する最も適当な裁判所は裁判上の売買が行なわれた国の裁判所であり、当該裁判所のみが異議申立について管轄権を持つべきである。

第一条 定義

第一項 証明書

北京草案では、「第五条により正当に発行された書類正本又は謄本」と定義する。特に言及すべき問題はない。

第二項 担保

北京草案では、「船舶に関する抵当権、先取特権、優先債権、制限物権、求償権、差押債権、又は種類原因の如何を問わず権利を届け出ることの出来る債権であって、裁判上の売買が行われる国の国際私法により適用される法令によりそのような性質の担保として認識されるものを含む」と定義する。

第二次草案では、登記可能なもののみを「担保」としていた。しかし、登記不可能な先取特権が裁判上の売買の後

も残存することとなるのは買受人の利益を害するという発想から、登記可能かどうか、を要件とすべきでないとの提案がなされた。⁽¹¹⁾ 北京草案では、登記可能かどうかを「担保」の要件としていない。

第三項 制限なき所有権

「裁判上の売買」を如何に定義するかという議論において、裁判上の売買の原因債権を特定する方法ではなく、制限なき所有権を買受人に与えるという効果に注目することとなり、⁽¹²⁾ 第二次草案ではそのような定義に変更した。その文言中の「制限なき所有権 (Clear Title)」の意味が曖昧であるとのコメントがなされ、北京草案では、その定義として、「全ての「抵当権」「譲渡担保」「担保」がなく、これらから解放された権利」をいう、とされた。

第四項 権限機関

第二次草案では、「裁判所」の定義のみがなされていたが、競売手続ないしその一部が別の機関（例えば、執行官）によりなされるとのコメントがなされた。⁽¹³⁾ これを尊重し、北京草案では、競売の実行者としての「権限機関」の定義を加えた。⁽¹⁴⁾

「裁判上の売買が行われる国の法令により裁判所と定義され、抵当権、譲渡担保、担保、又は全ての海事その他の先取特権、その他性質・原因の如何を問わず全ての権利制限を消滅させる船舶売買又は裁判上売買を執行し又は強制せしめる権限を有する司法機関、又は、他加盟国でなされた船舶の裁判上の売買の承認に関する問題を扱う司法機関個人、裁判所又は権限機関をいう」と定義する。

第五項 裁判所

「その存在する地の法律により司法機関として設立され、この条約が扱う事項につき決定する権利を委ねられた機関をいう」と定義する。特に言及すべき点はない。

第六項 日

「暦日をいう」と定義する。特に言及すべき点はない。

第七項 未回収額

「抵当権又は譲渡担保又は担保付の債権で、船舶の裁判上の売買及び配当後も残存する債権額をいう」と定義する。第二次草案では、この定義語が、第四条最終パラグラフの一般債権の残存に関する規定で使用されていた。これについては、本邦海法会は、第四条と共にこの定義も不必要とコメントしていたところである。後述の第四条最終パラグラフの北京草案における改訂で、「未回収額」の用語を使用しなくなった（後述）ので、この定義は不必要となったが、北京草案でも抹消されていない。

第八項 利害関係人

北京草案では、「裁判上の売買以前の船舶所有者又は船舶上に抵当権、譲渡担保、登録された担保を有する者をいう」と定義されている。

裁判上の売買の通知の宛先、異議を申し立てることの出来る関係者を限定する意味を有する。第二次草案では船舶

先取特権を有する者も、登記されているかどうかにかかわらず、「利害関係人」に含むとされていたものを、北京草案では、「登記された担保」として除外している。その結果、未登記の担保権者は競売の通知先（第三条）、異議申立（第七条第二項及び第五項、第八条第一項及び第二項）を出来る者から外される。本邦は、「利害関係人」から登記されていない先取特権者を一括除外することが適当かどうか、十分な検討を有する旨コメントしている。

第九項 裁判上の売買

第一次草案においては、裁判上の売買の原因を(1)判決その他債務名義の實行、(2)船舶上の船舶先取特権、抵当権、譲渡担保、担保の實行、(3)船舶又は姉妹船に係る海事請求権の保全という例示をし、これによる裁判上の売買と定義していた。各国の法制の差により適用範囲が不明確となること、一九九三年条約第一二条の適用範囲が同条約の対象となる債権を原因とする競売に限定されていたことが本件の問題の出発点でもあることに鑑みれば、原因の特定は適当でない。第二次草案では裁判上の売買を原因に関わらず、当該売買によって本船に対する権限の全てが買主に移転し売得金が債権者に配当されるものとしてこのような問題の解消を図っている⁽¹⁵⁾。

英米法系国代表から、一九九九年船舶の差押に関する国際条約に規定されている対物訴訟における執行及びこれと同様の原因から生じる売買のみに本文書を適用すべき旨の主張がなされた。これは、上記の第二次草案における改訂の趣旨に反する。一方、裁判上の売買が必ずしも裁判所の行うものではないことが議論された⁽¹⁷⁾。

北京草案では、この点の疑問を避けるため、「権限機関又は裁判所がその国の法令に基づき自ら又はその監督下で行なう競売、協議による売買その他適切な方法により行なわれる船舶の売買であって、それにより船舶に対する制限

なき権利が譲渡され売却金が債権者に配当されるものをいう」としている。

第一〇項 船舶先取特権

北京草案では、「裁判上の売買の行われる国の国際私法により適用される法令により認められる船舶上の船舶先取特権又は優先債権をいう」と定義される。

北京草案では、優先債権 (*privilege maritime*) の文言が加えられた。船舶先取特権以外の優先弁済を受ける債権が存在するとするコメント (マルタ等) があったからである。

第一一項 抵当権

「裁判上の売買の行われる国の国際私法により適用される法令により承認・実行される抵当権又は譲渡担保をいう」と定義する。特に言及すべき問題はない。

第一二項 所有者

「登記国の船舶登記簿に船舶所有者として登記されている者をいう」と定義する。特に言及すべき問題はない。

第一三項 者

「個人、組合、公的・私的団体をいい、法人であるかどうかは問わず、国家又はその一部を含む」と定義する。特に言及すべき問題はない。

第一四項 買受人

「裁判上の売買により船舶上の財産権を譲受した又は譲受すべき者」と定義する。特に言及すべき問題はない。

第一五項 承認

「船舶の裁判上の売買の承認が行なわれようとしている国において、裁判上の売買が、それが行なわれた国と同様の効果をもつことをいう」とされる。北京草案で加えられた定義であるが、特に言及すべき問題はない。

第一六項 登記された担保

「裁判上の売買の対象たる船舶の登記簿に記載された担保又は権利」と定義される。問題はない。

第一七項 船舶

「裁判上の売買の行われる国の法令により裁判上の売買の対象となる船舶」と定義する。特に言及すべき問題はない。

第一八項 国

「国連加盟国」と定義。特に問題はない。

第一九項 登記国

「裁判上の売買の時点で船舶の所有権登記がなされている国をいう」と定義する。

第二次草案では、恒久的 (permanently) 登記と限定されていたが、船舶登記国は変更の可能性がある、仮登記船舶も対象とすべきである等のコメントがなされ、北京草案では、この文言が削除された。

第二〇項 再買受人

「裁判上売買された船舶の買受人から船舶所有権を取得した者をいう」と定義する。特に言及すべき点はない。

第二条 適用範囲

第二次草案は、加盟国での裁判上売買の他の加盟国での承認に限定して適用されることとしている。これに対しては、非加盟国での裁判上の売買についても加重要件を提示して加盟国での承認に適用すべきであるとの提言がなされた。一方、草案の文言は、同一ないし別途の条件で加盟国が非加盟国と取り決めを結ぶことを妨げてはならない、との文言を追加する提言がなされた。これは北京草案では第九条として取り入れられるに至っている。

北京草案第二条は、「本条約は、加盟国の領域内で行なわれた裁判上の売買の他の加盟国での承認に適用される」とする。

第三条 裁判上の売買の通知

第一項

裁判上の売買に先立って①登記上の所有者、②登記上の担保権者、③先取特権者、④登記機関に通知を求める規定である。

裁判上の売買手続を関係者に通知することを承認の条件とすることは、仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク条約、一九九三年条約を範とするものである。第一次草案では、通知先に競売実施国の旗国大使領事館が列挙されていたが、これを検討した二〇一一年にオスロで開催された国際小委員会の審議において不必要との意見が大勢を占め削除された。旗国登記機関には通知がなされるのであるからこれと別途の領事館への通知は過剰であろう。

第二次草案では未だ文章の整理が出来ておらず、これを目的とする改訂がなされた。送達は関係者によってなされ裁判所が関与しない国もある（米国など）。また、フランスでは最初の通知までは当事者（債権者）が行うことになっている。

北京草案では、これを取入れ、*or by one or more parties to the proceedings resulting in such Judicial Sale*（又は裁判上の売買手続の当事者により）という文言が追加された。以下のとおりである。

「裁判上の売買に先立ち、その国の法令に基づき権限機関又は裁判上の売買手続の当事者により以下の者に対する通知がなされたことが承認を求める者により証明されなければ、他国での裁判上の売買は承認されない。（a）登記国の船舶登記管掌機関（b）登記されている抵当、譲渡担保、登記担保の権利者（c）船舶先取特権の権利者、ただし、裁判上の売買を行う裁判所が債権届出を受取っている者に限る（d）船舶の登記上の所有者」

第二項

通知を、裁判上売買の三〇日前までに行い、①船舶の特定、②裁判上売買の詳細、③その他被通知人の利益保全のための情報を知らせるべき旨の規定である。

英国、米国は三〇日の事前期間の短縮を提言した。一方、本邦・マルタなどは三〇日事前とすることが国際送達ではあり得るとコメントした。各国にその類似制度の通知期間に合わせることを許容するのが適切ではないか、との提案もなされた。北京草案では、三〇日そのままとなっている。以下のとおりである。

「第一項の通知は裁判上の売買の三〇日以上前に行い、最低限下記の情報を含むものとする。

- (a) 船名、(もしあれば) IMO番号、(もしあれば) 登記国での(もしあれば) 登記簿に記載されている所有者名。
- (b) 裁判上の売買の日時場所。裁判上の売買の日時場所が確定できない場合、およその日時場所を記し、後に確定した日時場所の通知を行なう。その場合も裁判上の売買の七日以上前とする。
- (c) 権限機関が決定する裁判上の売買または裁判上の売買に先行する手続に関する詳細は、被通知人の利益を保全するために十分なものでなければならぬ。」

第三項

通知が、書留郵便、電子郵便、その他受領が確認できる適切な方法でなされるべきこと、第一項に規定される判明している者に送付されるべきことが規定される。また、公告又は適切と判断する方法による通知の可能性を認める。北京での審議において、通知の方法にクーリエも含めるべきだとか、新聞等による通知 (press announcement) という文言は曖昧とかの意見が出されたが、採用に至っていない。北京草案は、以下のとおりである。

「本条第二項に規定される通知は書面によるものとし、書留郵便、電子郵便、その他受領が確認できる適切な方法で、第一項に規定される判明している者に送付される。また、裁判上の売買が行われる国において新聞等による通知が必要であり、かつ、権限機関が適切と判断する場合には公告その他の方法により裁判上の売買の通知をする。」

第四条 裁判上の売買の効力

（a）売買時に売買実施国内に船舶が居たこと及び（b）売買実施国の法令及び本条約に従って売買が行なわれたことを条件に、裁判上の売買以前の船舶上の全ての権利・権益は消滅し、買受人に移転する、と規定する。一九九三年条約第一二条と同様の規定である。

北京草案では、第二次草案の他の箇所の改訂に沿った改訂、意味を明確にするための改訂⁽¹⁸⁾がなされている。以下のとおりである。

「（a）裁判上の売買の時に裁判上の売買を行う国の管轄内に船舶が居たこと、及び、（b）裁判上の売買を行う国の法令及び本条約の規定に従って裁判上の売買が行なわれたことを条件に、裁判上の売買以前に船舶に存する全ての権利・財産権・権益は消滅する。買受人が負担する場合を除き、全ての抵当権、譲渡担保、担保、並びに、全ての先取特権（船舶先取特権を含む）その他全ての権利制限がその成立原因及び性質を問わず消滅し、船舶に対する権利は、適用される法令に従い、買受人に移転する。」

上記の規定にかかわらず、裁判上の売買の対象たる船舶に対し執行できる権利を除く求償権は裁判上の売買又は第六条による抹消によって消滅しない。」

上記最終文が定めるように、船舶に対して執行し得る権利以外の債権及び権利の帰趨は本条約の対象ではない。例

えば、判決によって確定した債権については、債務名義により船舶に対して強制執行競売が可能であるが、それを実施した後でも残存債権額について他の債務者所有物に対する強制執行、その他の回収は妨げられない。当然のことを規定したまでで、本邦は本規定を不必要とコメントしていた。北京草案では、第二次草案の趣旨が明確にされているが、その結果、「未回収額」の文言が消えており、よって、「未回収額」の定義規定は全く不必要となった。

第五条 裁判上の売買についての証明書の発行

裁判上の売買を行った権限機関が、買受人の求めにより、売買日付、並びに(1)全ての登記された抵当、譲渡担保、担保、並びに、船舶先取特権及び全ての先取特権その他の権利制限から解放されたこと、及び、(2)裁判上の売買の前に船舶上に存した全ての権利・権益が消滅したこと、を記載した証明書を買受人に発行する、という規定である。一九九三年条約第一二条と同趣旨の規定である。

裁判上の売買の証明書に所有権の移転を明記すべきである、売買が実施国において控訴・異議が出来なくなった確定したものであることを明記すべきである、証明書の書式を条約に添付すべきである等の意見が出された。一方、このような証明書は無用で登記のためには常に船舶売買証書 (Bill of Sale) が必要とされる国もある (米国など)。第二次草案と北京草案の間に実質的な差異はない。北京草案は、以下のとおり。

「船舶の裁判上の売買が行われ、それが裁判上の売買が行われた国の法令及び本条約上の条項に合致する場合には、裁判上の売買を行った権限機関は、買受人の求めにより、裁判上の売買の日付、並びに(1)船舶が裁判上の売買の行われた国の法令及び本条約の規定に従い、買受人が負担する場合を除き、性質・原因の如何を問わず全ての登記された抵当、譲渡担保、担保、並びに、船舶先取特権及び全ての先取特権その他の権利制限から解放されたこと、及び、(2)

裁判上の売買の前に船舶上に存した全ての権利・権益が消滅したこと、を記載した証明書を買受人に発行する。」

第六条 船舶登記の抹消及び登記

第一項

裁判上の売買についての証明書が提示された場合、登記機関は、抵当権、譲渡担保、担保を抹消し、買受人の名前で船舶を登記し、又は新規登録のため抹消証明書を発行せねばならないと定める。一九九三年条約第一二条と同趣旨であり、第二次草案と北京草案の間にも実質的な差異はない。北京草案は、下記のとおり。

「買受人が本条約第五条に定める証書又は謄本又は裁判上の売買が行なわれた国の法令に従い証明されるそれらの写しを提示した場合、裁判上の売買の前に船舶の登記がなされていた登記機関は、買受人が負担する場合を除き、全ての登記されている抵当権、譲渡担保、担保を抹消し、買受人の名前で船舶を登記し、必要であれば、新規の登記のため抹消証明書を発行する。」

第二項

登記機関が買受人に証明書の翻訳を要請できるとする規定である。特に問題はなく、北京草案は、下記のとおり。「第五条の証明書が上記の登記国の公用語で作成されていない場合、登記機関は買受人に対し、証明書の正当な翻訳であることが証明された翻訳を提出するよう要請できる。」

第三項

登記機関が買受人に証明書謄本の提出を要請できるとする規定である。特に問題はなく、北京草案は、下記のとおり。

「登記機関は、記録保存のため、買受人に上記証明書謄本の提出を要請できる。」

第四項（削除）

第二次草案第四項では、登記機関が上記のような登記変更の前に利害関係人からこれに対する異議を受領した場合には、この異議に関する裁判が終了して判断が出されるまで登記変更を留保できるとする規定が置かれていた。

中国代表より、買主の権利保護のための仮登記制度の導入、悪意の利害関係人による異議を抑えるため、異議の際の保証金の導入が提案された。

英国は、未登記船舶や抵当権の登記が出来ない登記国の場合を問題とした。また、第四項は、利害関係人が異議申立をただけで買受人による登記変更が停止することとなり、本条約の目的を害する、との提言がなされた。このような異議を認めることは、裁判上売買の結果を不安定にし買主の利害に反するとして異議を認めるべきでないとの立場もある。以上のような意見の趨勢に基づき北京草案では第四項は削除された。

第七条 裁判上売買の承認

第一項

各加盟国の裁判所が証明書の提示により他の加盟国での裁判上売買による買受人への所有権移転、前所有者の権利・権益消滅、売買前の権利制限の消滅を承認するという規定であり、本条約の主たる効果を規定している。第二次

草案、北京草案に特に言及すべき点はない。北京草案は、以下のとおり。

「条約の規定に従い、買受人又は再買受人の申立により各加盟国の裁判所は、本条約第五条に規定される証明書の提示により他加盟国で実行された裁判上の売買を承認し、下記の効果を認める。

（i）船舶所有権は、買受人へ移転し、船舶に対して行使し得る前所有者の権利・所有権・権益は消滅したこと。
（ii）船舶は、買受人が負担する場合を除き、全ての登記された抵当権、譲渡担保、担保、全ての船舶先取特権、先取特権その他の権利制限及び求償権から解放されたこと。」

第二項

裁判上の売買以前に存在した債権により売買された船舶が差押の対象となった場合、五条に定める証明書により、裁判所は、第八条に定める異議ある場合を除き、差押を止め船舶を解放しなければならないとする。第一項の効果として当然であり、第二次草案から北京草案に至るまで、特に言及すべき問題はない。北京草案は、下記のとおり。

「裁判上の売買がなされた船舶が当該売買以前に発生した債権により差押の対象となり又は差し押えられた場合、買受人又は再買受人が本条約第五条に定める証明書又は謄本を提出したときは、差押を申請した者が利害関係人であり、同人が本文書条約第八条に定める事情が存在することを証明することができない限り、裁判所は、差押申立を却下し又は差押から船舶を解放しなければならない。」

第三項

売買実施国以外の裁判所には異議申立に関する管轄権がないとする規定である。第二次草案、北京草案の間に実質

的な差異はない。北京草案は、下記のとおり。本邦は、異議申立の管轄を売買実施国に限定するのは利害関係人ないし被通知人の利益を害することを理由に賛成できないとコメントした。

「加盟国での船舶の裁判上の売買については、その国の裁判所に異議申立てについての専属管轄権があり、裁判上の売買が行われた国以外の国の裁判所は、裁判上の売買に対する異議申立について管轄を有しない。」

第四項

利害関係人の異議申立理由は第八条に限定される旨規定する。北京草案では文言の整理がなされたが、第二次草案と趣旨は同一である。北京草案は、以下のとおり。

「本条約第八条に定める裁判上の売買の承認を拒否すべき事情が存在することを証明できない場合、第五条により発行される証明書は、裁判上の売買が行なわれ、第四条に定める効果を有することに関する決定的証拠となる。但し、他の手続での法的地位に関する決定的証拠にはならない。」

第五項

利害関係人のみが異議申立が出来ることを定める。北京草案と第二次草案の間に実質的な差異はない。北京での審議の結果、本船及び買受人に対する求償は出来ない旨の規定が北京草案で追加された。本邦は、「利害関係人」には登記されていない船舶先取特権は含まれず、これを有する債権者を一括異議申立権を有しないとするのは不適当である旨述べている。北京草案は以下のとおりである。

「本条約で規定される利害関係人以外の者は、裁判上の売買に対する異議申立を行なうことは出来ない。また、如

何なる国の裁判所も本条約で規定された利害関係人以外の者が提起する裁判上の売買に対する異議申立について管轄権を有しない。また、裁判上の売買の対象たる船舶又は善意の買受人に対しては、如何なる求償権も成立しない。」

第八条 承認が拒絶される場合

第一項及び第二項

承認拒絶を、利害関係人が①異議申立をし管轄裁判所が裁判上の売買の効果を差し止めた場合、②管轄裁判所の裁判上売買の効果を無効にする確定判決を示した場合又は③船舶売買時に裁判上売買の実施国内に船舶が居なかった場合のみに限定する（第三項の公序良俗違反の場合を除く）規定である。

異議申立に関する第一項は買主保護のため、削除すべきだとの提言もなされた。北京草案は第二次草案を以下のよ
うに改訂したが、実質的に内容に相違はない。

「1. 加盟国の裁判所は、利害関係人の申立により、利害関係人が裁判上の売買時に第五条に規定される証明書を発行する裁判所が存在する国の管轄地域内に船舶がいなかったことを証明する書類を裁判所に提出した場合に限り、船舶の裁判上の売買の承認を拒否することができる。」

2. 裁判上の売買の承認は、（a）利害関係人の申立により、利害関係人が第七条三項に従い法的手続が開始され、その裁判所が裁判上の売買の法的効力を差し止めたことを証明する証拠を加盟国の裁判所に提出した場合にのみ差し止められる。または、（b）利害関係人の申立により、利害関係人が、管轄権ある裁判所により裁判上の売買を無効とする判断がなされこれが確定したことを証明する証拠を加盟国の裁判所に提出した場合にのみ拒否される。」

第三項

裁判所が、裁判上の売買の承認が承認国の公序に反すると判断した場合、裁判上売買の承認は拒否される、と規定する。第三次草案と北京草案の間に実質的差異はなく、北京草案は、以下のとおり。

「加盟国の裁判所が、裁判上の売買の承認が承認国の公序に反すると判断した場合、裁判上の売買の承認は拒否される。」

なお、本邦は、(当事者がその結果に拘束されることを合意した)仲裁と、そうでない原因のに基づき開始される船舶競売を同一に扱うことは出来ない。自動的承認ではなく、被担保債権及び競売手続自体が承認国の公序良俗に反しないことも必要であろうとコメントし、第二次草案第八条二項(北京草案第八条三項に該当)を、以下のように改訂すべきことを提言した。⁽¹⁹⁾

第八条二項 裁判上の売買の承認は承認が求められている加盟国の裁判所が(i)裁判上の売買の承認それ自体が当該国の公序良俗に反する場合、又は(ii)裁判上の売買の手続又は競売開始の原因となった債権又は証拠が当該国の公序良俗に反する場合には拒否できる。

8.2 Recognition of a Judicial Sale may also be refused if the Court in a State Party in which recognition is sought finds that (i) the recognition of the Judicial Sale *per se* would be contrary to the public policy of that State Party or (ii) any of the underlying procedures by which the Judicial Sale was conducted or any of claims or documentation pursuant to which the Judicial Sale was obtained would be contrary to the public policy of that

State Party.

第四項

利害関係人による異議を裁判上売買後一定期間に限定する規定である。第二次草案では、一年間としていたが、北京での国際小委員会による審議において、より短い期間が適当であるとの提言がなされ（米国等）、一方でより長い期間とすべきであるとの提言もなされた。また、本条の利害関係人による異議申立を一年に期間限定することは、第六条四項と併せ読むと、一年間は登記を変更出来なくなることの意味するとの提言もあった。異議申立期間の限定は、各国の手続法によるものとすべきとの提言もあった。北京草案では米国などの意見を採用し、三ヶ月間と短縮されている。北京草案は、以下のとおりである。なお、この異議申立期間の限定は、上記第三項の公序良俗違反を理由とする異議には適用されない。

「第一項、二項に関わらず、利害関係人からの申立は、裁判上の売買が証明書に記載されてから三ヶ月以内になされなければならない。この三ヶ月間は、保留、中断、延長されない。」

第九条 他の国際的合意

本条約が別途の国際条約、協定等の国際的合意を妨げないとする規定である。⁽²⁰⁾ いわく、

「本条約は、他の二国間又は多国間条約、協定、合意書又は国際礼讓に基づく裁判上の売買の承認を変更するものではない。」

四 全体会合による決議及び今後の予定

冒頭で述べたように、国際小委員会は、一〇月一五日より一八日まで第二次草案に対する検討・討議を行った。国際作業部会は、これを踏まえ、一〇月一九日午前、第二次草案を改訂した北京草案を作成出席各国海法会に回付した。しかし、この北京草案を最終案として決議対象とするに至らなかった。そこで、国際小委員会としては全体会合に対し以下の決議提案をし、同日午後、全体会合において採用された。

- (1) 北京草案は、十分な検討の下に作成された改訂案である。
- (2) 国際作業部会は、六週間以内に各国海法会到北京草案の注釈を回付する。
- (3) 各国海法会は、上記注釈受領後三ヶ月以内にコメントをする。
- (4) 国際作業部会は、次の万国海法会総会までに最終の北京草案を作成・回付し、これを執行役員会議に提示し、執行役員会議はこれを検討して最終案とするかどうかを決定する。

本稿脱稿時点では、上記第二項の国際作業部会による北京草案の注釈の作成が遅れているが、二〇一三年秋にダブリンで催される総会までに、上記の手順を経て更なる検討をし、最終案を作成すべく作業を行うことになる。作成完了した場合には、万国海法会としての提案の形式は決まっていらないが、これを国連国際商取引法委員会ないし国際海事機関に対して検討を乞うべく提案することとなる。

- (1) このような状況やこれから生じる問題については、拙稿「外国での船舶競売の承認」海法会誌復刊第五四号三五頁。一九九三年条約は、対象船舶が競売実施国の管轄内にいること、通知が条約所定の方法でなされていることその他競売実施国の法令を遵守していることなどを条件に競売を実施した裁判所に競売による所有権の移転、抵当権等の負担の消滅に関する証明書を発行させ、船舶登記国に登記変更を行わせることとしている。前掲海法会誌復刊第五四号三五頁注(1)参照。
- (2) 同条約の適用範囲は、同条約の対象となる抵当権・先取特権に限られていてそれ以外の債権による競売に適用されないこと、競売実施国と登記国のみであり、それ以外の国での当該競売の効力には触れていないこと等、不十分である。一九九三年条約一般について、江頭「一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約の成立」海法会誌復刊第三七号二九頁。
- (3) これらの経緯については、前掲「外国での船舶競売の承認」。
- (4) この審議報告については、拙稿「外国での裁判上の売買の承認に関する文書」海法会誌復刊第五五号四九頁以下。
- (5) この第二次草案及び各国のコメントは、CMIのウェブサイトに掲載されている。 <http://www.comitemaritime.org/Recognition-of-Foreign-Judicial-Sales-of-Ships/0,2750,15032,00.html>
- (6) 各講演の要旨は、前掲CMIウェブサイトに掲載されている。
- (7) 英国法上の船舶競売に至る手続要件は、大陸法と比較して緩やかである。英国一九八一年上級裁判所法(The Senior Courts Act 1981) 第三三条によれば、High Courtは、手続上の目的となるか又は争点が生じる財産について保全、保管、差押を行なう権限を有する。民事手続規則(Civil Procedure Rules) 第61.9項は、海事債権に関する欠席判決に基づき又は海事手続に際して何時でも(第61.10項)競売申立ができる。同規則第25.1項は、中間的補償(interim remedy)として、壊れやすい性質の物又は早期売却が望まれる場合には競売命令を出せるとする。英国判例(The Myrto [1977] 2 Lloyd's Rep. 243)において、船舶を長期間管理するに高額のコストがかかる一方引当てとなるべき財産の価値が低くなる場合には、競売を行なう正当事由がある、とされる。シンガポールその他多くのアジアでの英米法を採用する国々において同様の条件で競売がなされていることが報告された。本邦では競売開始のために債務名義を要し、競売実行までの敷居は高い。英米法系諸国の考えでは、競売は上記のように必要に応じて柔軟に行なわれており、本来の債権の有効性等の原因債権ないし手続の瑕疵に関わらず、一旦行われた競売の効果を覆すのは適当でないという発想が強く、これが各国のコメントに反映されている。
- (8) パナマ及びマルタ代表は如何なる文書で登記変更を行うかは登記機関の行政上の裁量による、とし、裁判所の証明書ないし船

舶売買証書 (Bill of Sale) により登記変更を行っているとする。

(9) ただし、「条約」とする根拠に欠けるとする疑問、仲裁裁決よりは外国倒産手続の管財人・裁判所の措置の承認の方がより類似しており、倒産手続と同様に模範法 (Model Law) の方式による方法の方が各国がその法制を前提にその内容を採用することが出来、適当ではないか、との疑問も呈されている。

(10) North of England P&I Club は、船舶先取特権による差押えから生じる船舶所有者の損失をてん補する保険を手配しているとのことである。また、本邦損保各社は、オフハイヤ総合保険において一定の差押等による休航損害をてん補している。

(11) 後述第四条の解説参照。

(12) 前掲「外国での裁判上の売買の承認に関する文書」五二頁。

(13) この点について、本邦及びドイツ代表は、実際の手続が別の機関によりなされとしても裁判所の判断・命令の下で行われているのであるから、別途の定義を加える必要はないとコメントした。

(14) この定義において、いわゆる「権限機関」により行われる売買が制限なき所有権を買受人に与えるものであると限定していることは重要である。この定義により、租税徴収、刑罰の賦課などの手続による行政機関による競売は本条約の対象外となる。

(15) 前掲「外国での裁判上の売買の承認に関する文書」五二頁。

(16) International Convention on the Arrest of Ships (Geneva 1999).

(17) 前注 (12) 参照。

(18) 売買実施国の管轄内 (in the area of) を曖昧として (within) とした、競売により (all rights and interests) が消滅するとしていたのを (all rights, title and interests) とした、など。

(19) 韓国は本邦提言に同調している。フランス代表は、第二次草案の文言でも、上記の本邦の意図はカバーされるのではないかとコメントしている。

(20) 前記第二条についての説明を参照。